

(仮称) 青山高原風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価準備書  
に対する津市長意見

1 総論

- (1) 本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましい事業であるが、これらの目的達成のために災害や自然環境等を損なう影響があってはならず、また同事業の実施に当たっては、地域住民の理解を得た上で地域と共生しながら事業が進められることが前提であると考え。

このことから、資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（2017年3月策定）に基づき、地域住民等と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民等からの意見に十分配慮すること。

- (2) 本事業における事後調査については、環境影響評価準備書で述べられた環境保全措置を確実に実行することにより予測及び評価の結果を確保できるとの考えから実施しない計画となっているが、今回の風力発電所リプレース事業においては、風力発電機の設置基数が20基から7基に削減される一方で、発電機単機当たりの規模が大きくなる計画でもあることから、工事の実施中及び発電所の供用開始後に周辺環境への影響が生じるおそれのある場合は、必要に応じ、追加的に調査、予測及び評価を行い、適切に保全措置を講じること。
- (3) 事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境改善に努めること。
- (4) 対象事業実施区域の周辺においては、他事業者による風力発電事業が行われていることから、今後、他事業者がリプレース事業に伴う環境影響評価を行うことがあれば、本事業における環境影響評価結果を積極的に情報発信するなど、他事業者の調査、予測及び評価に協力するよう努めること。  
また、他事業者の調査、予測及び評価の結果、複合的、累積的な環境影響が懸念され場合には、他事業者と情報共有し、地域の問題として真摯に対応すること。
- (5) 対象事業実施区域は、三重県水源地域の保全に関する条例に基づく特定水源地域、また森林法に基づく保安林が存在する。当該地域の森林は、地

域社会にとって災害・水害の防止、水源のかん養、環境の保全を図る上で極めて重要な役割を有していることから、可能な限り伐採する範囲を最小限に留め、また、土地の改変に当たっては、三重県林地開発許可に関する規則（昭和50年9月9日三重県規則第49号）第7条に規定する技術基準を遵守するとともに、残置する森林の保全に努めること。

- (6) 風力発電機を長期に渡り稼働させる計画であることから、供用中は適切な運転管理及び設備更新等を行い、経年劣化による不具合等による周辺環境への影響の増加が生じないようにすること。

## 2 各論

### (1) 騒音及び超低周波音

施設稼働後における騒音調査については、風力発電施設から最寄りの住宅等までの離隔を確保していることや既設の風力発電施設に対する騒音等の苦情がないことなどの理由から実施されていないが、風力発電施設の稼働による騒音については、住民等の関心も高く、また他事業者による風力発電事業の環境影響評価手続においても施設稼働後の騒音影響を懸念する意見が多く寄せられている状況から、住民等から問い合わせがあった場合は、丁寧な説明等の対応を行うとともに、必要に応じて騒音等の事後調査の実施を検討すること。

### (2) 水環境・地形・地質

ア 造成工事における降雨時の土砂流出（濁水）対策として、仮設を含めた沈砂柵等を設置する計画となっているが、定期的に沈砂柵等における土砂の堆積状況を確認し、必要に応じて浚渫するなど適正な維持管理を行うこと。

イ 風力発電機等の設置に当たっては、地質ボーリング調査等十分な調査を実施し、軟弱な地盤を避けて工事を実施するなど、工事に起因する土砂災害が生じないようにすること。

ウ 本事業に起因する山腹崩壊等が発生しないように十分留意し、山腹崩壊等が発生した場合は、速やかに原形復旧すること。

### (3) 動物・植物・生態系

ア 対象事業実施区域及びその周辺は自然豊かなエリアであり、また区域周辺でクマタカ等の希少猛きん類の生息が確認されるなど希少な動植物の生息・生育及び繁殖が確認されているエリアでもあることから、森林の伐採や改変の際は、動物の繁殖時期を考慮した施工計画とすることや

工事車両等による動物の轢死を防止するための配慮など、現地調査の結果を事業計画に反映した上で、環境影響評価準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、動植物・生態系への影響を最大限低減すること。

イ 鳥類に関する事後調査については、バードストライクによる影響が小さいとのことから実施しないこととなっているが、今後、バードストライクによる影響が確認された場合には、必要に応じて事後調査の実施を検討すること。

また、調査の結果、影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、環境保全措置を講じることを検討すること。

#### (4) 景観

対象事業実施区域及びその周辺は、本市の景観計画において、「青山高原」を含む山並みは、山地景観ゾーンとして位置づけ、良好な景観の形成に関する方針を定めているところであり、また当該ゾーン景観類型別の森林景観の景観形成方針として、「雄大で美しい森林景観の保全に努め、これらの山並みへの眺望の保全や調和を大切にした景観形成を図る。」と定めている。

環境影響評価準備書における調査、予測及び評価の結果では「東青山四季の里」「青山高原（三角点）」「青山高原（駐車場）」「笠取山」からの景観及び眺望する景観への影響は、実行可能な範囲で軽減が図られているものと評価されていることから、同準備書における環境保全措置を確実に講じること。また、当該風力発電所リプレース事業の実施に当たっては「津市景観計画」との整合を図り、本市の景観形成基準を遵守すること。

#### (5) その他

ア 工事用資材等の運搬に当たっては、交通安全対策を事前に検討し、十分な対策を講ずること。

イ 工事期間及び施設稼働後において、地域住民等からの事業に対する疑義や苦情が寄せられた場合には、地域住民等と適切なコミュニケーションを図り、誠実に対応すること。